

京都市告示第461号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成26年12月17日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	久世水0289号	南区久世東土川町180番地の2地先 同町126番地の4地先	点
2	久我水5010号	伏見区久我石原町9番地の112地先 同町9番地の111地先	点
3	久我水5011号	伏見区久我石原町9番地の49地先 同上	点
4	久我水5012号	伏見区久我石原町7番地の6地先 同町7番地の8地先	点

(変更水路等)

整理番号	名称	旧新別	起終	点
1	久我水5005号	旧	伏見区久我石原町9番地の91地先 同町9番地の48地先	点
		新	伏見区久我石原町9番地の91地先 同町9番地の92地先	

(建設局土木管理部道路明示課)